

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和5年(オ)第188号
決定日	令和5年3月22日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	林 道 晴 宇 賀 克 也 長 嶺 安 政 渡 邊 惠 理 子 今 崎 幸 彦
当事者等	上 告 人 高 野 邦 夫 被 上 告 人 国 藤 健 同 代 表 者 法 務 大 臣 齋 藤 夕 城 同 指 定 代 理 人 澤 田 夕 城
原判決の表示	広島高等裁判所令和4年(ネ)第193号(令和4年11月11日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和5年3月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 檜 原 雅 人 

これは正本である。

令和5年3月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 檜原雅人

